

宇部市産業振興計画中間見直し支援業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、宇部市産業振興計画中間見直し支援業務（以下「本業務」という。）の受託候補者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

宇部市産業振興計画中間見直し支援業務

(2) 業務内容

別紙「宇部市産業振興計画中間見直し支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 委託料上限額

3,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

ア 本業務を確実に遂行するための実施体制を構築できること。

イ 法人又は法人以外の団体等であって、本業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

エ 公募開始日から契約締結日まで、宇部市物品の調達等及び業務委託に係る指名停止措置要領による指名停止の措置を受けていないこと。

オ 公募開始日から契約締結日までの間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

カ 宇部市が賦課徴収する市税、並びに国税（法人税、消費税及び地方消費税）について滞納していないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する者並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

ク 政治団体、宗教団体又はそれに類する者でないこと。

ケ 平成28年度以降に地方公共団体において、総合計画や産業振興関連計画等の策定に係る業務の受託実績を有していること。

- (2) 共同企業体（以下「JV」という。）を結成して参加する場合は、代表構成員を決定し、JV結成に係る協定書等を提出しなければならない。なお、全ての構成員は、前項のア～クの要件を全て満たすものとし、ケについては、構成員のいずれかが満たすものとする。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

No.	項目	日程	備考
1	公募開始	令和8年4月15日（水）	市ウェブサイトに掲載
2	質問受付期限	令和8年4月20日（月） 17時まで	電子メールで提出
3	質問の回答の公表	令和8年4月22日（水）まで	市ウェブサイトに掲載
4	参加申込書等の提出期限	令和8年4月27日（月） 16時30分まで	持参又は郵送で必着
5	参加資格の審査及び結果通知	令和8年4月30日（木）	書類審査 電子メールにより結果通知
6	企画提案書等の提出期限	令和8年5月13日（水） 16時30分まで	持参又は郵送で必着
7	プレゼンテーションの実施	令和8年5月20日（水）	詳細は別途通知
8	選定結果の通知及び公表	令和8年5月下旬 予定	郵送で通知 市ウェブサイトに掲載
9	契約締結	令和8年5月下旬 予定	

5 参加申込書等の提出

「3 参加資格」要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限及び提出方法

持参又は郵送により令和8年4月27日（月）16時30分までに必着とする。

※持参の場合は、平日9時から16時30分までの間とする。

※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。なお、確認のため、送付後に「12 問合せ先及び提出先」に電話連絡すること。

- (2) 提出先

「12 問合せ先及び提出先」へ提出

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出書類

- ア 参加申込書【様式第1-1号】又は参加申込書【様式第1-2号】(JV申請用)
- イ 事業者概要等整理表【様式第2号】
- ウ 業務受託実績書【様式第3号】
- エ 宇部市税に滞納がないことの証明書(発行から3か月以内のもの、写し可)
- オ 国税(法人税、消費税及び地方消費税)についての未納がないことの証明書(国税通則法施行規則別紙第9号書式「その3」又は「その3の3」、発行から3か月以内のもの、写し可)
- カ 宇部市入札参加資格(物品・業務委託等)の登録がない者
 - ①登記記載事項証明書(法人)(発行から3か月以内のもの、写し可)
 - ②貸借対照表・損益計算書(直前期1事業年度分)の写し
- キ JVの場合の追加提出書類
 - ①共同企業体構成書【様式第4号】
 - ②共同企業体連絡先一覧【様式第5号】

6 公募に対する質問及び回答

本要領及び仕様書の内容に疑義や質問がある場合は、質問書【様式第6号】により行うこと。

(1) 提出方法及び提出期限

- ア 提出方法：電子メール
- イ 提出期限：令和8年4月20日(月)17時まで(必着)
※質問箇所及び内容を分かりやすく記載し提出すること。なお、確認のため、送付後に「12 問合せ先及び提出先」に電話連絡すること。

(2) 提出先

「12 問合せ先及び提出先」へ提出

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年4月22日(水)までに、提出された全ての質問とその回答を市ウェブサイトに掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

7 企画提案書等の提出

提案者は、次のとおり必要書類を提出すること

(1) 提出方法及び提出期限

- ア 提出方法：持参又は郵送
- イ 提出期限：令和8年5月13日(水)16時30分まで(必着)
※持参の場合は、平日9時から16時30分までの間とする。
※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。なお、確認のため、送付後に「12

問合せ先及び提出先」に電話連絡すること。

(2) 提出書類

- ア 業務実施体制確認調書【様式第7号】
- イ 管理責任者の業務実績確認調書【様式第8号】
- ウ 業務の実施方針・業務フロー・工程計画【様式第9号】
- エ 企画提案書【様式第10号】
- オ 見積書【様式第11号】

(3) 企画内容テーマ

- 特定テーマ① 本業務に取り組む際の基本姿勢と、宇部市産業の現状・課題分析に関する提案
- 特定テーマ② 中間見直しにおける「ロジックモデル再構築」の具体的方策
- 特定テーマ③ 専門的な「会議運営支援」及びその他創意工夫の提案

(4) 留意事項

- ア 企画提案は、1件とする。
- イ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
- ウ 提出期限後に提出した書類の追加・変更は認めない。ただし、脱漏又は不明確な表示があった場合等において本市が認めた場合はこの限りではない。
- エ 提出書類は返却しない。

(5) 参加及び提案の無効

- ア 企画提案に参加する資格がないものが提案したとき。
- イ 当該企画提案審査に対して2つ以上の提案をしたとき。
- ウ 他人の提案の代理をしたとき。
- エ 参加に対して事実と反する申請や提案など不正行為があったとき。
- オ 期限内に企画提案書を提出できなかったとき。
- カ その他、市が指示した事項に違反したとき、及び履行しなかったとき。

(6) 提出部数

- 正本1部、副本6部
- ただし、見積書【様式第11号】は正本1部とする。

8 選定方法

受託候補者の選定については、「宇部市産業振興計画中間見直し支援業務に係る公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、プレゼンテーション・ヒアリングにより審査を行い、選定委員会の意見を参考に市が決定する。なお、提案者が1者のみの場合であってもプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施する。

(1) プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- ア 日時
令和8年5月20日（水）予定（詳細は別途通知、審査の順序は参加申込書受付順）

イ 所要時間

- (ア) 準備 5分
- (イ) プレゼンテーション 15分
- (ウ) 質疑応答 10分

ウ 審査内容

提出した資料を用いて、対面又はオンラインにてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

エ 選定審査基準

別紙「選定審査基準」のとおり

オ 優先交渉権者の決定

企画提案書等について評価を行い、平均得点が60点以上の企画提案の中から得点の最も高い提案をした者を第1受託候補者、次点者を第2受託候補者とする。なお、同点の場合は、選定委員会の委員長が、第1受託候補者、第2受託候補者を決定する。ただし、得点が1位であっても、著しく低い審査項目がある場合は、第1受託候補者に選定しないことがある。

(2) 選定結果の通知

- ア 通知日 : 令和8年5月下旬を予定
- イ 通知方法 : 郵送により各提案者へ送付
- ウ 第1受託候補者とならなかった者は、通知を受けた翌日から起算して5日以内に、その理由の説明を書面(任意様式)により求めることができる。

(3) 第1受託候補者の公表

第1受託候補者を決定した場合、その結果を市ウェブサイトにて公表する。

9 契約

受託候補者(最優秀提案者を優先とする。)と協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

10 参加辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、参加辞退届を次の方法で提出すること。また、参加申請書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも参加辞退届を提出すること。なお、この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

(1) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、平日9時から16時30分までの間とする。

※郵送の場合は、確認のため、送付後に「12 問合せ先及び提出先」に電話連絡すること。

- (2) 提出先
「12 問合せ先及び提出先」へ提出
- (3) 提出書類
参加辞退届【様式第12号】

1.1 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 企画提案書等については、受託候補者の選定のために使用するものとし、公表しない。
なお、情報公開請求があった場合には、宇部市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (4) 電子メール等の通信事故について、市はいかなる責任も負わない。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 参加資格の要件を満たさなかった場合
 - イ 提出期限に遅れた場合
 - ウ 本要領及び仕様書の条件を満たさない場合
 - エ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - オ 見積金額が不明、あるいは積算根拠が不明確な場合
 - カ プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - キ 2件以上の提案をした場合
 - ク 他人の提案の代理をした場合
 - ケ 選定の公平性を害する行為があった場合
 - コ 提案上限額の超過あるいは著しく低い金額での提案によって公正な競争が困難と認められる場合
 - サ その他、市が指示した事項に違反したとき及び履行しなかった場合
 - シ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

1.2 問合せ先及び提出先

宇部市 産業経済部 産業政策課
〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
電話：0836-34-8355（直通） ファックス：0836-22-6013
E-mail：syokou@city.ube.yamaguchi.jp

提出書類一覧

NO.	書類名 (添付書類)	提出部数	提出期限 (提出方法)
1	参加申込書【様式第1-1号】又は 参加申込書【様式第1-2号】(JV申請用)	正本1部	令和8年4月27日(月) 16時30分必着 (持参又は郵送)
2	事業者概要等整理表【様式第2号】 (パンフレット等)		
3	業務受託実績書【様式第3号】 (受託業務の契約書の写し及び受託業務が 完了したことを証明する書類の写し)		
4	(JVの場合) 共同企業体構成書【様式第4号】		
5	(JVの場合) 共同企業体連絡先一覧【様式第5号】		
6	宇部市税に滞納がないことの証明書 ※宇部市から賦課された税がない場合でも 提出が必要です。		
7	国税(法人税、消費税及び地方消費税)に ついての未納がないことの証明書		
8	質問書【様式第6号】	正本1部	令和8年4月20日(月) 17時必着(電子メール)
9	業務実施体制確認調書【様式第7号】	正本1部、副本6部	令和8年5月13日(水) 16時30分必着 (持参又は郵送)
10	管理責任者の業務実績確認調書 【様式第8号】		
11	業務の実施方針・業務フロー・工程計画 【様式第9号】		
12	企画提案書【様式第10号】 (別紙1~3)		
13	見積書【様式第11号】(積算内訳)	正本1部	
14	(JVの場合) 共同企業体協定書等の写し【任意様式】		
15	参加辞退届【様式第12号】	正本1部	参加を辞退するとき (持参又は郵送)

※ 上記書類のほか、別途添付書類が必要な場合もあるため、本要領を精読のこと。

<別紙> 選考審査基準

審査配点表

提案項目	審査の視点	配点
1 業務遂行能力		30
(1)類似の契約実績 (同種類似業務の実績)	・本業務と類似業務の実績を有しているか ※ 件数だけでなく、業務の範囲、実績の内容、成果が本業務にふさわしいものかについても評価する	10
(2)業務の実施体制	・業務を実施するにあたり、十分な体制としているか。	10
(3)管理責任者の実績 (同種類似業務の実績)	・本業務と類似業務の実績を有しているか ※ 件数だけでなく、業務の範囲、実績の内容、成果が本業務にふさわしいものかについても評価する	10
2 企画内容テーマ		60
(1)業務理解度・分析力	・本市の示した業務目的を理解しているか。 ・宇部市の産業特性（地域経済の構造）をどう理解しているか。	20
(2)見直しの妥当性・具体性	・ロジックモデルの修正方針は合理的か。 ・社会経済変化への対応策は具体的か。	30
(3)会議運営支援・創意工夫の提案	・委員会等の場において、活発な議論を引き出し、円滑な進行ができる体制・知見があるか。 ・社会経済状況の変化に対応するなど、独自の提案が示されているか。	10
3 価格		10
見積額	・価格の多寡を評価の対象としない。 ・見積金額に対する提案内容の整合性、妥当性を評価。	10
合計		100